

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日
(第23期) 至 平成20年3月31日

日本マニュファクチャリングサービス株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー11階

(E05676)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	8
3. 対処すべき課題	9
4. 事業等のリスク	10
5. 経営上の重要な契約等	12
6. 研究開発活動	12
7. 財政状態及び経営成績の分析	13
第3 設備の状況	15
1. 設備投資等の概要	15
2. 主要な設備の状況	15
3. 設備の新設、除却等の計画	15
第4 提出会社の状況	16
1. 株式等の状況	16
2. 自己株式の取得等の状況	30
3. 配当政策	30
4. 株価の推移	30
5. 役員の状況	31
6. コーポレート・ガバナンスの状況	33
第5 経理の状況	38
1. 財務諸表等	39
(1) 財務諸表	39
(2) 主な資産及び負債の内容	61
(3) その他	62
第6 提出会社の株式事務の概要	63
第7 提出会社の参考情報	64
1. 提出会社の親会社等の情報	64
2. その他の参考情報	64
第二部 提出会社の保証会社等の情報	65
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月24日
【事業年度】	第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	日本マニュファクチャリングサービス株式会社
【英訳名】	Nippon Manufacturing Service Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野 文明
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	03-5333-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	03-5333-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第19期	旧第20期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成16年3月	平成16年9月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高 (千円)	9,681,726	5,848,273	6,720,608	13,701,727	15,322,954	16,963,390
経常利益 (千円)	242,656	105,485	120,108	171,122	427,410	542,755
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	137,740	△94,481	41,863	80,401	234,321	302,015
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	41,000	41,000	392,700	430,800	430,800	500,550
発行済株式総数						
普通株式 (株)	820	820	15,168	16,438	20,606	21,606
A種株式 (株)	—	—	2,452	2,452	—	—
純資産額 (千円)	633,468	528,987	420,417	577,019	811,340	1,252,856
総資産額 (千円)	2,603,972	2,745,932	3,160,777	3,572,849	3,937,870	4,218,540
1株当たり純資産額 (円)	809,699.77	686,996.46	23,860.25	30,546.27	39,374.00	57,986.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	165,896.50	△122,703.30	3,791.61	4,561.53	11,371.51	14,352.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	13,927.40
自己資本比率 (%)	24.3	19.3	13.3	16.2	20.6	29.7
自己資本利益率 (%)	24.1	—	9.9	16.1	33.8	29.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	4.81
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	13,735	311,938	80,687
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	45,054	△85,245	△71,546
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	245,354	△360,000	19,150
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	1,455,948	1,322,641	1,350,932
従業員数 (人)	3,356	3,923	4,358	4,348	4,936	4,977

(注) 1 当社は、子会社である北京日華材創国際技術服務有限公司が非連結子会社であることから、連結財務諸表を作成しておらず、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2 平成16年10月1日付をもってMBOを目的とした当社（形式上の存続会社 NMSホールディング株式会社）は、旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）と合併しております。従いまして、第19期及び旧第20期は、旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）の状況を、第20期以降については、当社（日本マニファクチャリングサービス株式会社、形式上の存続会社のNMSホールディング株式会社）の状況をそれぞれ記載しております。旧第20期は、平成16年4月1日から平成16年9月30日までの6ヶ月であります。第20期は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの12ヶ月であります。旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）の旧第20期の業績は含まれておりません。

当社の第20期数値に旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の旧第20期数値を単純合算すると以下の数値となります。

回次	第20期（合算数値）	第21期
売上高（千円）	12,568,882	13,701,727
経常利益（千円）	225,594	171,122
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△52,618	80,401

- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 子会社である北京日華材創国際技術服务有限公司が非持分法適用会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。
- 5 第19期及び旧第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第20期から第22期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 6 旧第20期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載を省略しております。
- 7 第19期から第22期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
- 8 従業員数は、就業人員であります。
- 9 事業年度については、第20期より当社との合併で消滅した旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の期数を引き継いでおります。
- 10 第21期及び第22期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第23期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第19期、旧第20期及び第20期の財務諸表については監査を受けておりません。
- 11 旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成16年4月1日から平成16年9月30日までの会計期間につきましては、旧第20期として記載しております。
- 12 当社は、平成18年12月6日付でA種株式1株につき1.7株で普通株式に転換しております。
- 13 第22期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

2【沿革】

当社（形式上の存続会社）は、平成2年8月に航空機の賃借業を営む会社として、「オーキッド・エアロスペース株式会社」の商号で設立されました。その後、平成8年3月に有限会社に組織変更を行い、平成15年3月以降については営業活動を休止し、平成15年12月に商号を「株式会社ジャフコ・エスアイジーNO. 2」に変更いたしました。さらに、平成16年7月に商号を「NMSホールディング株式会社」に変更し、当社の実質上の存続会社である当時の「日本マニュファクチャリングサービス株式会社（以下旧NMS）」の株式を発行済株式総数の84.1%取得し、平成16年10月に「NMSホールディング株式会社」の子会社である旧NMSを吸収合併すると共に、商号を「日本マニュファクチャリングサービス株式会社」に変更し、現在に至っております。

（形式上の存続会社のMBOまでの沿革）

年月	変遷の内容
平成2年8月	東京都港区に資本金1,000千円にてオーキッド・エアロスペース株式会社を設立し、航空機のリース業を行う
平成8年3月	株式会社から有限会社に組織変更
平成15年3月	営業を休止し休眠会社となる
平成15年12月	株式会社に組織を変更、商号を株式会社ジャフコ・エスアイジーNO. 2に変更
平成16年7月	NMSホールディング株式会社に商号変更 実質上の存続会社である日本マニュファクチャリングサービス株式会社の経営陣による同社のMBOの一環として、同社の発行済株式総数の84.1%取得、子会社化
平成16年10月	子会社である旧NMSを吸収合併、商号を日本マニュファクチャリングサービス株式会社に変更、MBOを完了

（実質上の存続会社のMBOまでの沿革）

年月	変遷の内容
昭和60年9月	埼玉県上尾市に資本金4,000千円にて株式会社テスコを設立
昭和62年11月	埼玉県大宮市桜木町に本店を移転
平成2年8月	栃木県小山市に小山営業所（現 小山支店）を第1号の営業拠点として開設
平成7年11月	商号をテスコ株式会社に変更 埼玉県大宮市宮原町へ移転
平成10年9月	株式会社ヘリオスを吸収合併
平成11年9月	東京都渋谷区に本社を移転
平成11年10月	テクノブレン株式会社アウトソーシング事業部の営業権を譲受 （第1号の工場である佐原工場（現 千葉テック）を含む9拠点）
平成11年11月	商号をテスコ・テクノブレン株式会社に変更
平成12年9月	商号を日本マニュファクチャリングサービス株式会社に変更
平成15年4月	中華人民共和国北京市に北京オフィスを開設
平成16年7月	中華人民共和国・北京に現地法人設立：北京日華材創国際技術服務有限公司
平成16年10月	NMSホールディング株式会社が当社の株式を取得し、合併と同時に日本マニュファクチャリングサービス株式会社に商号変更し、MBO完了

（MBO実施後の当社の沿革）

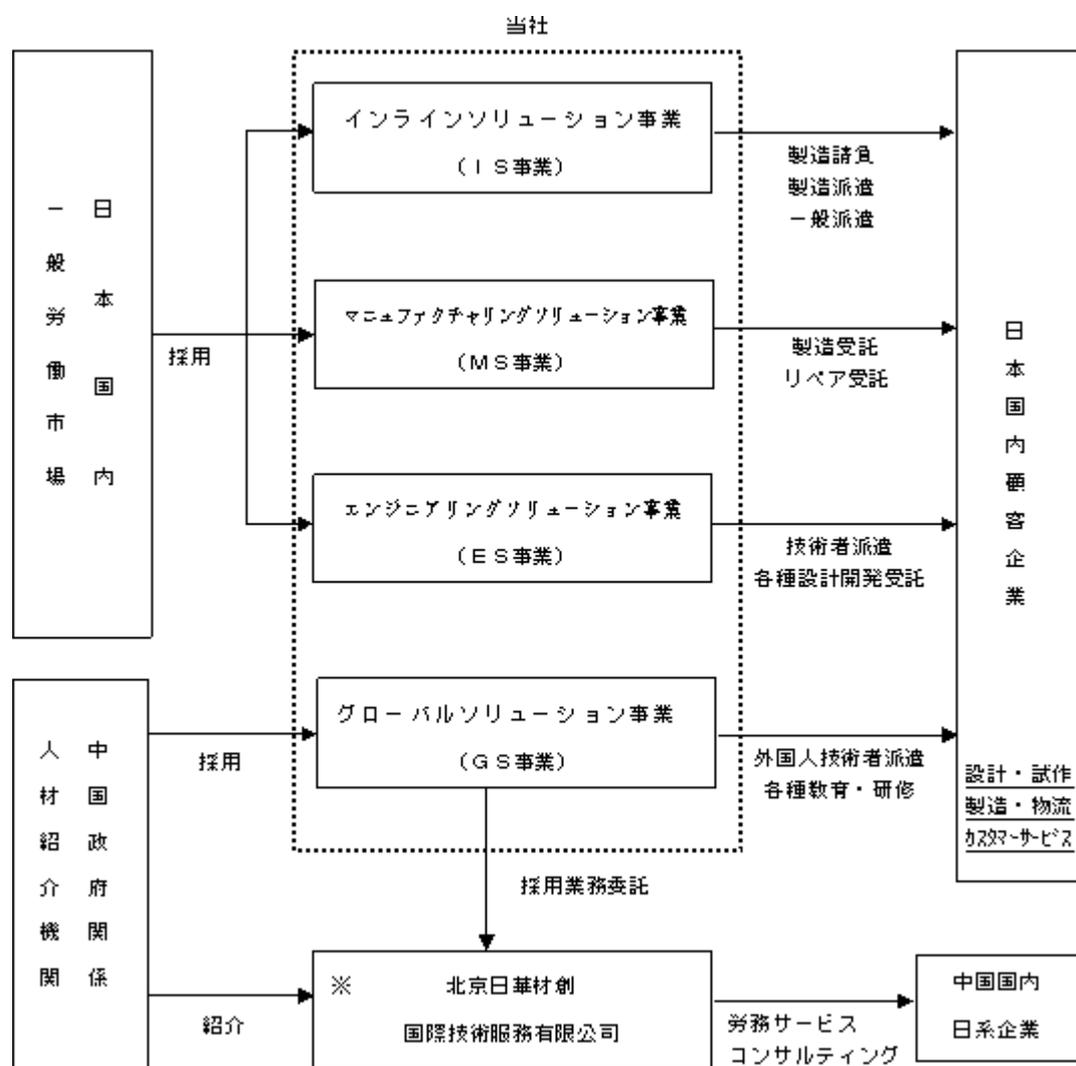
年月	事項
平成16年10月	形式上の存続会社であるNMSホールディング株式会社に吸収合併され、NMSホールディング株式会社の商号を日本マニュファクチャリングサービス株式会社（本店所在地 東京都新宿区）に変更（MBO完了）
平成19年10月	ジャスダック証券取引所に株式を上場

3 【事業の内容】

当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜し、製造アウトソーシング事業を展開しております。事業コンセプトを「マニファクチャリングサービス」と定義し、製造業のものづくりを「設計・開発、試作・評価、生産・品質管理、検査、修理・CS」と各段階でトータルにサポートしております。当社は、取引先の生産プロセスに着眼し、製造・修理の分野において取引先の構内で人材の提供と製造ラインの管理を請負う「インラインソリューション事業」（以下「IS事業」という。）、製造・修理の分野において自社テック（自社工場）で受託する「マニファクチャリングソリューション事業」（以下「MS事業」という。）、設計・開発の分野において日本人技術者を派遣する「エンジニアリングソリューション事業」（以下「ES事業」という。）、メーカーの日本または中国でのものづくりに中国人技術者を派遣する「グローバルソリューション事業」（以下「GS事業」という。）の4つの事業を有しております。事業間の相乗効果を発揮しながら取引先にトータルなアウトソーシングソリューションの提供を行っております。また、社内に「人材のSCM(サプライチェーンマネジメント)」を構築し、事業間を越えて人材を活用・育成することで人材の有効活用と、より有能な人材の提供を目指しております。なお、北京日華材創国際技術服務有限公司については、GS事業の中国拠点として活動しております。

以下に、各事業の事業系統図を記載いたします。

[事業系統図]



※北京日華材創国際技術服務有限公司は、当社子会社ではありますが、非連結子会社且つ非持分法適用会社であります。

(1) I S 事業

I S 事業は、取引先の製造工程におけるビジネスパートナーとして、「ものづくり」現場に必要とされる製造請負サービス、製造派遣サービス、一般派遣サービスを提供しております。

当社は、当該サービスのうち、特に製造請負サービス、製造派遣サービスに注力しております。製造請負サービスは、半導体検査・電子部品製造などのエレクトロニクス分野、自動車、食品、化粧品など幅広い業種に対して、有能な人材、独自に培った生産管理、品質管理といった製造ノウハウをベースとしたサービスであります。また製造派遣サービスは、単純工程から高技能を要する工程までを対象とするサービスであります。

(提供サービス)

- ・製造請負サービス (構内)
- ・製造派遣サービス
- ・一般派遣サービス

(2) M S 事業

M S 事業は、「テック」による受託型事業です。製品の多品種・少量生産化・製品ライフサイクルの短縮・海外への生産移管などにより発生する取引先の問題を生産ラインの外部化により解決することを目的にM S 事業を進めております。昨今、外資系EMS (電子機器設計製造受託サービス) が台頭し、日本国内でも大型の工場買収などで進出、拡大しておりました。当社は、そのEMSを参考にしながらも、日本のものづくりに適用できるサービス形態を模索しながら事業展開を進め、従来の製造請負サービスのビジネスモデルを拡張させてまいりました。

更に当社は、デジタル機器分野を中心に、解析・判定・修理という修理技術ノウハウだけでなくテクニカルインフォメーションサービスというコールセンター機能も含めたトータルなアフターサービスノウハウを高め、メーカーが注力している「カスタマーサービス」の分野も受託しております。

(提供サービス)

- ・製造受託サービス
- ・リペア受託サービス

(3) E S 事業

E S 事業は、当社の「マニュファクチャリングサービス」の完成を目的に技術開発分野へ進出するための事業として平成17年4月に事業部の立上げをいたしました。この分野では先行している技術者派遣会社や受託開発会社が多いため、当社では旧来培ってきた製造分野と技術分野との中間点に位置する「試作・評価」や「生産技術」の分野に特化し、主に電子・電気系やエレクトロニクス分野において技術者派遣サービスを提供しております。一方で「設計・開発」の業務分野へはプロジェクトマネージャークラスの技術者と試作・評価において経験を積んだ技術者をチームとした派遣サービスも提供しております。この事業分野は、I S 事業やM S 事業で経験と技術を持った人材が次のステップとして活躍できる分野でもあり、技術者の採用が困難な状況において、「社内F A制度 (社内技術者公募制度)」を構築し事業間で人材の活用を有機的に行うことで人材育成機会としても事業の相乗効果が期待できる事業であります。

(提供サービス)

- ・技術者派遣サービス
- ・各種設計開発受託サービス

(4)GS事業

当社は、「技術者不足」、「中国での人材活用」という2つの課題を双方同時に解決できる事業として「中国人技術者派遣」のサービスを提供しております。このサービスは、中国の理工系大学や政府系紹介機関より技術者を当社が採用し、当社の社員として日本に入国した後に数年間は取引先に派遣します。その後は、取引先の現地法人社員として転籍や、そのまま取引先社員として日本企業に転籍、派遣社員として中国現地法人へ派遣先を変更するなど様々な取引先のニーズに合ったサービスを提供しております。

また、当社は独自の教育プログラムメニュー（日本語教育プログラム・日中の異文化教育プログラムなど）を開発し、これらを通じて、より取引先のニーズに合った中国人技術者の育成を目指しております。一方で取引先にも異文化教育プログラムを実施するなど、双方向の教育プログラムサービスを提供しております。

当社中国拠点においては、平成16年7月に当社が100%出資をする子会社として「北京日華材創国際技術服務有限公司」を設立し、平成16年10月に外資100%出資会社としては世界に先駆けて「労務サービス」の営業許可を受け、日本のメーカーが中国市場に進出した際に必要となる中国人材に関するサービスを提供する体制を整えております。また中国人技術者確保策として、日本の産業能率大学と共同で「生産士プログラム」を開発し、当社独自では「NMS 2年間プログラム」を開発いたしました。「生産士プログラム」では、日本のものづくりの基礎知識をもった中国人人材を育成し、中国でのプログラム展開に関して北京五同教育培訓中心と契約を締結しております。「NMS 2年間プログラム」では、提携大学において選抜した大学3年生を対象に日本語教育を2年間受講させ、日本で通用する語学レベルを有する技術者に育成いたします。「生産士プログラム」及び「NMS 2年間プログラム」を受講した学生を、当社もしくは北京日華材創国際技術服務有限公司を通じて中国国内での活用及び日本国内企業に派遣いたします。

(提供サービス)

- ・外国人技術者派遣サービス
- ・各種教育・研修サービス

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成20年3月31日現在

	従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
一般社員	234	37.7	3.2	4,892
現場社員	4,743	32.2	1.9	2,709
合計又は平均	4,977	32.5	2.0	2,865

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 一般社員は販管部門、現場社員は原価部門の社員を記載しております。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、国内企業の収益改善や、民間設備投資の増加に個人消費の緩やかな拡大が加わり、総じて堅調な足取りでありましたが、一方で原油価格の高騰による原材料の値上がり、米国サブプライムローン問題に端を発する株式市場の低迷等、景気動向に対する不安要素が払拭されない状況のまま推移いたしました。

当業界におきましては、デジタル家電の普及等、半導体・液晶をはじめエレクトロニクス関連メーカーが総じて増収基調を続ける状況下、各社とも堅調に業績を維持しております。一方、製造請負の適正性を欠く「偽装請負」、製造派遣の派遣期限到来を巡る「2009年問題」等、コンプライアンス面での企業の対応姿勢について各種マスメディアが報道する場面も増えており、業界環境は変化の兆しを見せ始めております。

このような状況のもとで当社は「マニュファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトの下、中期経営計画に定めた「主力事業であるI S事業の事業体質の改善とMS事業、E S事業、G S事業の事業成長」に鋭意努力してまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高16,963百万円（前年同期比10.7%増）、営業利益576百万円（同36.1%増）、経常利益542百万円（同27.0%増）、当期純利益302百万円（同28.9%増）となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

I S事業におきましては、「偽装請負」、「2009年問題」といった業界各社のコンプライアンス体制が問われる事業課題が発生する中、当社の遵法意識の高さがクライアントより評価される機会も増えているものの、依然として現場社員の採用においては苦戦を強いられてまいりました。この結果、売上高は13,552百万円（同8.8%増）となりました。

MS事業におきましては、既存修理業務がメーカーでの新製品切り替えにより受注量が減少したものの、前年度8月より着手した半導体レーザー製品の検査業務が本格的に立ち上がったことで全体業績に貢献いたしました。この結果、売上高は1,956百万円（同13.8%増）となりました。

E S事業におきましては、4月に新卒社員45名を迎え入れる等、事業規模は確実に拡大し、待機、退職等の業績マイナス要素も極力抑制することができたことから、売上高は649百万円（同38.4%増）となりました。

G S事業におきましては、中国人技術者が期首在籍人員ベースで30名強増える等、期初より事業規模の拡大基調を維持してまいりましたが、後半において退職等の減員要因が計画以上に推移し、結果として売上高は805百万円（同17.8%増）に留まりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ28百万円増加し、当事業年度末では1,350百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は80百万円（前年同期比74.1%減）となりました。これは主に売上債権が177百万円増加及び法人税等支払額が280百万円となりましたが、税引前当期純利益が542百万円となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は71百万円（同16.1%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が55百万円となったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は19百万円（前年同期は360百万円の使用）となりました。これは主に短期借入金の純減額が100百万円となりましたが、新株発行による収入が132百万円となったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社は、製造アウトソーシング事業を主な事業として営んでおります。その大部分は、請負業務・派遣業務であり、生産実績及び受注実績の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	当事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	
	販売高（千円）	前年同期比（％）
インラインソリューション（IS）事業	13,552,587	108.8
マニファクチャリングソリューション（MS）事業	1,956,307	113.8
エンジニアリングソリューション（ES）事業	649,155	138.4
グローバルソリューション（GS）事業	805,340	117.8
合計	16,963,390	110.7

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題としては、「現場社員の安定確保」、「2009年問題への的確な対応」、「MS事業拡大に向けた自社工場（テック）の拡充」、「事業間シナジー発揮のための戦略的人材育成」の4点と認識しております。

(1) 現場社員の安定確保

当事業年度は、堅調な市場拡大にありながらも、現場社員の確保が近年になく困難な状況が続きました。当該状況は、当社だけの傾向ではなく、人材ビジネス業界共通の問題であり、人材の確保は同業間においても熾烈な競争となっています。当社としては、募集計画の見直しを踏まえ、新卒採用の強化を行い、安定的な人材確保策を講じてまいります。今後の重要施策としては、獲得・確保を前提としながらも、人材の「定着」策の強化に注力していきます。そのために、福利厚生制度、人事制度、教育研修制度等を社内外の意見を取り入れ検討し、一度確保した人材がより長く定着する企業風土づくりを行ってまいります。

(2) 2009年問題への的確な対応

当社は、業界を取り巻く環境等、外部環境変化への的確な対応が求められております。具体的には、各種マスメディアにおいて報道されている2009年問題がその第一であります。当社の主力事業であるI S事業は、取引先構内での製造請負事業と製造派遣事業にて構成されております。このうち製造派遣事業は、労働者派遣法に基づく許認可事業であり、現行では最長3年間という派遣期限が設けられております。2009年3月に現行法において3年に延長された最初の派遣期限が到来することとなり、その対応の巧拙が今後の企業成長を左右することとなります。

当社は、自社の有するものづくり力、製造請負ノウハウを發揮し、製造派遣期限の到来前に製造派遣契約を製造請負契約に変更することをクライアント企業に提案してまいります。そして、その変更提案を進めていくことを2009年問題に対する経営方針と定め、当社の標榜する請負化100%を目指してまいります。

(3) MS事業拡大に向けた自社工場（テック）の拡充

当社は、前述の採用難、適正請負化要請といった課題への対処方法にも繋がる施策として、自社工場（テック）を拡充してまいります。当該施設を拡充することは、同業他社との差別的優位性を有するMS事業をより拡大していくことにもなり、当社の発展に寄与するものと考えております。

具体的には、既存業務として受託しているデジタル製品の修理業務、半導体レーザー製品のエージング業務・組立業務等の業務量を増やすとともに新規業務に着手してまいります。新規業務としては、新たに設備拡充をはかるSMT（基板表面実装）ラインを活かし、実装業務の受託を目指します。

こうした既存業務の業務量拡大、新規業務の着手等により、テックの新設または増床も検討していかねばならない状況が訪れるものと考えております。

当社は、テックを基点にして一層ものづくり分野に特化し、他の業務請負会社との差別化を図ってまいり所存であります。

(4) 事業間シナジー発揮のための戦略的人材育成

当社が進めるI S事業、MS事業、E S事業、G S事業の4つのソリューション事業の戦略的融合、事業間シナジーの向上も対処すべき課題であると認識しております。当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜しており、その実現には4つのソリューション事業を展開していくことが必須条件であると考えております。そしてその実現のための手段としては、製造工程の各プロセスにおいて技術的蓄積を図るとともに当該技術にて貢献できる質の高い人材を戦略的に育成し、設計・開発等の業務から生産・修理等の業務に至るまでの人材供給のサプライチェーンを築いていくことが重要であると認識しております。

4【事業等のリスク】

当社の事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日（平成20年6月24日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制等について

当社の主力事業である I S 事業は、取引先構内での業務請負事業と製造派遣事業にて構成されております。業務請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要とせず、労働省告示第37号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。一方、製造派遣事業は、特定労働者派遣（派遣する労働者が常用雇用される派遣事業）の形態であり、厚生労働大臣への届出を必要とする事業となっております。当社は、I S 事業の推進にあたって、担当業務の特質、取引先の意向等を勘案し、「業務請負」か「製造派遣」のいずれの形態にて担当するか、取引先と十分に協議を行うとともに、各地方労働局より発布されている「適正請負にかかる自主点検ガイドライン」に準拠した入念なチェックを実施する等、遵法に対応しております。

しかしながら、労働局等所轄官庁が当社取引先及び当社の運用実態に対して基準を満たしていないと結論付けた場合には、取引先及び当社に対する是正勧告、業務改善命令、事業停止命令等の行政指導が発せられる恐れがあります。そうした指導を受けた場合、当社の経営、業績にも重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、現行法令の改正やその運用方法の見直し等により、業務請負会社に対する規制強化が図られた場合には、取引先及び業務請負会社である当社に対して、より高度なコンプライアンス体制が求められる可能性があります。

(2) 取引先企業の生産変動について

当社の主力事業である I S 事業は、当社取引先であるメーカーの生産性向上に貢献し、且つ当社サイドで生産変動に対する投入人員数が調整できる出来高請負を積極展開しておりますが、現在では尚、生産変動にあたり、投入人員数に直接影響を受ける製造派遣が主体となっております。現在、当社の最も取引量の多い取引先業種は、エレクトロニクス分野のメーカーであります。当該業界では、デジタル化技術の進展に伴い、製品ライフサイクルの短縮化とコストダウンスピードの迅速化が求められており、生産変動も頻繁に生じております。また、取引先メーカーは、グローバルな視点で生産拠点の最適化を模索する動きを活発化させており、生産ラインの統廃合も頻繁に行なわれております。

こうした取引先の生産動向の変化や生産拠点戦略の変更等は、今後も規模の大小を問わず常に生じるものと考えられます。取引先企業の大規模且つ急激な生産変動が生じた場合には、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 現場社員の育成・確保について

平成20年3月31日現在、当社においては4,700人を超える現場社員を雇用しておりますが、取引先からのニーズ、給与水準、他を総合勘案した結果、その大半を20代前半から30代前半にかけての若年層にて構成しております。しかしながら、我が国の若年人口は、出生率の低下もしくは少子化によって昭和60年代から減少しており、今後、この傾向は長期にわたって続くことが厚生労働省人口問題研究所などによって予測されております。また、若年ゆへの職業意識の欠如、技能スキル・経験の不足等、生産性向上の障害となる事象も散見され、絶え間ない指導・育成体制の構築が求められております。

こうした若年人口の減少傾向下での若年現場社員確保策として、当社は携帯電話を活用した応募サイトを活用する等の新しい採用ルートを開発し、人材確保の改善を図っております。また、若年現場社員の職業意識の向上と技能スキル向上等につながる人事制度（評価制度、給与制度、表彰制度、教育制度、他）を構築し、社員育成を図っていくことを計画しております。

しかしながら、労働市場は、景気回復基調に乗り有効求人倍率も改善される傾向の中で売り手市場への変化が速まっており、今後、当業界の採用環境は一層厳しくなることが予想されます。また、現場社員の育成に繋がる人事制度の完全構築には一定の時間を要するものと考えます。

このように現場社員の確保・育成のための施策が目論見どおり機能せず、当社の求める人材の確保や育成が計画通りに進まない場合においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 労働災害等のリスクについて

当社の推進する I S 事業、MS 事業は、取引先メーカーの工場構内、自社テック（自社工場）等において、製造請負、製造派遣を行っております。製造請負においては、取引先企業との業務請負契約によって取引先企業の生産量や生産期限、品質あるいは取引先企業の備品を使用するにあたっての備品管理といった領域まで責任を負っております。一方、製造派遣は法律上、人材を取引先メーカーに派遣し、派遣した人員の指揮命令等の労務管理が派遣先に委ねられる形態となっております。

両取引形態は、業務を遂行する現場社員が労働災害に見舞われた場合において責任主体が異なり、製造派遣においては取引先企業がその損害についての責任を負うのに対し、製造請負は請負会社が責任を負うこととなります。

当社は、こうした労働災害の責任を問われることが多くとも、ものづくりを主体的に行うことのできる製造請負を積極的に展開しております。労働災害に関しましては、基本的に労働保険の適用範囲内で解決されるものと考えておりますが、当社の瑕疵が原因で発生した労働災害において、被災者が労働保険の適用を超えて補償を要求する等、訴訟問題に発展した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 当業界への参入障壁について

業務請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要とせず、労働省告示第37号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。許認可を必要とせず、且つ事業開始にあたって設備投資等の大規模な資金を必要とすることもないことから、業務請負のための現場社員の確保がかなえば、比較的参入しやすい業界であると見られております。

また、平成11年12月に施行された改正労働者派遣法では附則4項前段に「何人も、物の製造の業務であってその業務に従事する労働者の就業の実状並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。」と規定されておりましたが、平成15年6月の法改正において上記附則4項が廃止され平成16年3月より製造業の生産工程への労働者派遣が解禁されました。

当社は、上述のような参入障壁が高いとは言えない状況において、ものづくりに特化する姿勢を明確に打ち出し、且つ取引先メーカーから技術的信頼を勝ち得るよう自社内に技能スキルを蓄積してまいりました。その一つとして、MS 事業でのテック（自社工場）運営ノウハウが挙げられます。

しかしながら、取引先のニーズも多様化しており、技術的信頼性だけで競争優位を築くことが難しい場合もあり、今後、労働者派遣業者を始めとする他業界企業の参入が増加し、それにより市場の競争が激化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) MBOファンドが筆頭株主であることについて

当社は、ベンチャーキャピタルである株式会社ジャフコが運営する「ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合」及び「JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P.」の2つのMBOファンドから出資を受け、平成16年10月にMBOを実施いたしました。その後、当社がジャスダック証券取引所への上場を果たしたこともあり、平成20年3月31日現在の当該2ファンドによる合計株式保有比率は合計37.3%に低下することとなりましたが、依然として筆頭株主の地位にあります。

当該2ファンドは、純投資を目的とする投資ファンドであることから、今後もキャピタルゲインの極大化を使命として売却時期を模索してくることになります。当該2ファンドの解散期限は、平成26年12月31日であり、当該時期が近づけば一層売却インセンティブが高まり、現行の経営体制の存続是非を問うことなくキャピタルゲインだけを追求する場面に到来することも想定されます。

このように現在の当社筆頭株主である当該2ファンドの特性を踏まえた時、株主構成が劇的に変化することも予想され、結果として、現行の経営体制が変更されることも想定されます。その場合、当社のビジネスモデル、経営体制をはじめ当社企業価値等に大きな変化が生じる可能性があります。

(7) 取引先メーカー及び応募者等の情報管理について

当社は、当社が展開する事業の特性上、取引先メーカーの生産計画や新製品の開発にかかわる機密性の高い情報に接することがあります。また、4,700人を超える現場社員を維持、増加させる過程で生じる応募者及び退職者を含めた社員の個人情報を知りうる立場にあります。従いまして、これらの情報管理はきわめて重要であると認識しております。

取引先メーカーから得る企業情報に関しては、当社社員に対して入社時における秘密保持の誓約書を提出させ、その上で当社と取引先メーカーとの間で業務委託契約を締結し、機密情報の管理の徹底を図っております。

また、社員の入退社の際に得る個人情報に関しては、入社前の採用活動段階よりその取り扱いには十分に留意しており、採用候補者に対しては採用試験の可否結果判明後の履歴書等の保管または廃棄にかかる対応方法について本人の意思確認をする等、個人毎の情報管理の徹底を図っております。

このように当社では、秘匿性の高い企業情報、個人情報の情報管理に万全を期していると考えておりますが、何らかの要因で当社から取引先メーカーの企業情報や個人情報が漏洩した場合には、当社の信用が失墜し、業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 2009年問題について

当社の主力事業である I S 事業は、取引先構内での製造請負事業と製造派遣事業にて構成されております。このうち製造派遣事業は、労働者派遣法に基づく許認可事業であります。製造派遣は、2004年2月末において派遣禁止対象業務でありましたが、その後の法改正を経て現行では最長3年間という派遣期限が設けられております。そして2009年3月に現行法において3年に延長された最初の派遣期限が到来することとなっており、各種マスメディアにおいて2009年問題として報道されております。

2009年3月に到来する派遣期限は、その後の派遣期間の延長が不可能であることから、製造派遣を行う派遣業者は、期限の到来とともに派遣社員をメーカー等、クライアント企業より引き上げる必要が生じます。当社は、自社の有するものづくり力、製造請負ノウハウを発揮し、製造派遣期限の到来前に製造派遣契約を製造請負契約に変更することをクライアント企業に提案してまいります。そして、その変更提案を進めていくことを2009年問題に対する経営方針と定め、既に多くのクライアント企業に接しており、クライアント企業からも請負ノウハウを有する当社の取組み姿勢、提案内容をご評価いただき始めております。

しかしながら、クライアント企業によっては、当社の提案を受容せずに派遣社員をクライアント企業自身の直接雇用社員へ切替える、製造拠点を海外にシフトする等という対応策を選択する場合があります。そのように当社提案に基づく製造請負への契約切り替えが進まない場合は、現行の製造派遣の売上高が減少することに繋がる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は中華人民共和国における高技能人材の育成及び人材派遣事業の研究と推進に関して、北京五同教育培訓中心及び北京日華材創國際技術服務有限公司と契約を締結することによって当社の中国ビジネスの展開をしております。

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
北京五同教育培訓中心 北京日華材創國際技術服務有限公司	中国	ものづくりに関する技術・ノウハウ活用による教育（OFF-JT）の実施及び日本の人材派遣事業のビジネスモデルを活用した教育（OJT）の実施（包括契約）	平成17年6月18日（契約締結日）から期限の定めなし

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成20年6月24日）現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表の作成方法について」に記載されているとおりです。財務諸表の作成においては、過去の実績やその時点で合理的と考えられる情報に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りには不確実性が伴い実際の結果は異なる場合があります。

(2)当事業年度の経営成績の分析

①損益の状況

当社は「マニュファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトの下、中期経営計画に定めた「主力事業であるI S事業の事業体質の改善とMS事業、E S事業、G S事業の事業成長」に鋭意努力してまいりました。

この結果、当事業年度の業績は売上高16,963百万円（前年同期比10.7%増）となり、利益につきましては営業利益576百万円（同36.1%増）、経常利益542百万円（同27.0%増）となり、法人税等240百万円の計上もあり当期純利益302百万円（同28.9%増）となりました。

②財政状態の分析

（流動資産）

流動資産合計は、前事業年度末に比較して243百万円増加し、3,917百万円となりました。これは主として、売掛金が177百万円増加し、繰延税金資産が30百万円増加したこと等によります。

（固定資産）

固定資産合計は、前事業年度末に比較して36百万円増加し、300百万円となりました。これは主として、有形固定資産が38百万円増加したこと等によります。

（流動負債）

流動負債合計は、前事業年度末に比較して160百万円減少し、2,965百万円となりました。これは主として、短期借入金が100百万円減少し、未払費用が87百万円減少したこと等によります。

（純資産）

純資産は、前事業年度末に比較して441百万円増加し、1,252百万円となりました。これは当期純利益302百万円の計上と増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ69百万円増加したことによります。

③キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度より231百万円少ない80百万円の資金を得ております。これは主に法人税等の支払額が前期事業年度より144百万円増加したこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度より13百万円少ない71百万円の資金を使用しております。これは有形固定資産の取得による支出につきましては前事業年度より25百万円増加いたしました。無形固定資産の取得による支出他が前事業年度より38百万円減少したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度は長短期借入金の返済や社債の償還により360百万円の資金を使用しておりますが、当事業年度においては短期借入金の返済はありますが、株式の発行による収入等により19百万円の資金を得ております。

これらの活動の結果、現金及び現金同等物の残高は前事業年度より28百万円増加し、1,350百万円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績は、以下の事項の発生によって重要な影響を受ける可能性があることを認識しております。

①取引先企業の生産変動

当社の主力事業である I S 事業は、取引先の工場構内での業務請負、製造派遣を主たる事業内容としていることから、取引先企業の生産動向と当社業績は密接な関係があります。したがって、取引先企業において生産数量の変動、生産地の見直しを始め、各種生産にかかる会社方針が変化することによって当社の経営成績も重要な影響を受ける可能性があります。

②取引先企業の求める現場社員数の確保

当事業の維持・成長にとって最も重要なポイントは、現場社員の適正確保であります。とりわけ I S 事業においては、取引先企業の求める人材を適宜、適正数確保できなければビジネスとして成立しない特性を有しております。したがって、新規受注案件において採用活動が不調に至ったり、既存客先において見込み以上の退職者が発生した場合等、現場社員数の適正数確保が図れない時には、当社は経営成績に重要な影響を受ける可能性があります。

(4) 経営戦略の現状と見直し

当社は、平成20年3月期から平成22年3月期までの中期経営計画で「マニファクチャリングサービス」を新しい事業ドメインとして位置付け、「メーカーの生産プロセスに応じてトータルにサポートする為に、4つのソリューションを提供する」ことを戦略の基本コンセプトに置いております。

まず主力である I S 事業は、「取引先の構内（造語として「インライン」とした）で発生する様々な課題に対して優秀な人材とノウハウを持って問題解決する」事業として従来型の人材派遣や製造請負とは一線を画すことを目指しており、規模の拡大よりも事業の質を追求し、当社の特徴でもある「出来高請負サービス」を拡充させることで収益性を高めていく方向です。ものづくりを志向する当社としては、製造派遣の派遣期限の到来する所謂2009年問題においても製造請負ノウハウを活かして請負化を推進し、売上確保を図ります。

MS 事業は、「取引先の構内では解決できない様々な課題を「テック」の設備と技術を駆使して問題解決する」事業として当社の「マニファクチャリングサービス」を最も具現化した事業であり、リソースの重点配分を図り、事業拡大を進めていく方向であります。MS 事業は、当社が掲げる「ものづくり機能の発揮」をする上で技術的ノウハウの開発、蓄積をはかる事業と位置づけられます。またMS 事業では修理業務を中心としたカスタマーサービス分野の受託業務を強みとしております。

E S 事業は、平成17年4月に新規に事業立上げを図った技術者派遣事業であります。当社は当該分野においては後発であることから、「I S 事業やMS 事業との事業連携が図れる技術分野へ特化すること」を基本に、

- ・ 製造分野の分かる技術集団を構築し付加価値の高い受託開発まで発展させる基礎を構築する
- ・ ものづくり上重要な市場である「生産技術」「試作評価」分野へ新卒技術者を派遣する

ことを差別化のポイントとして成長戦略を描いております。また労働市場における技術者不足を解消するために I S 事業やMS 事業で一定の技術力を評価される人材を E S 事業へ配置転換する等、会社としての「ひとつのノウハウ」を高め、事業の付加価値を向上させてまいります。

G S 事業は、「メーカーがグローバル戦略を実行する中で発生する様々な課題を解決する」事業と位置づけ、これまで中国関係の事業をコアに据え、事業展開してまいりました。具体的な事業内容としては、中国で優秀な大卒技術者やキャリア技術者を採用し、日本のメーカーの技術開発部門へ派遣するというビジネスモデルであります。当該事業が一定規模に成長してきたことを踏まえ、今後は、「日本のものづくり」を支援する各種ビジネスを中国本土で展開したり、中国以外の国で展開してまいります。

当社は上記のとおり4つのソリューション事業を戦略的に事業成長させることで事業間シナジーを発揮し、日本のものづくりと、ものづくり人材に対して貢献する事業を推進してまいります。

また、前事業年度においては、経済産業省が管轄している「平成18年度サービス産業創出支援事業」の「実務教育サービス分野」において「外部人材の生産性向上」というテーマで修理技術者の育成を事業として申請し、委託事業として認可を受け、平成19年3月に完了させております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における当社の設備投資額は55,835千円となり、その主な設備目的はMS事業部門におけるものとなります。

主な設備投資は、以下のとおりであります。

(1) 宮城テック改修工事

宮城テックにおける半導体レーザー製品の検査業務拡大及び高度化のために、テック内の改修工事等に総額26,346千円の設備投資を行っております。

(2) EMSテクニカルセンターの開設

国内における基板実装サービスの拠点として、技術者養成及び業務受託を併せて実施することを目的に総額18,056千円の設備投資を行い、EMSテクニカルセンターを開設いたしました。

2【主要な設備の状況】

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (人)
			建物	工具器具備品	合計	
宮城テック (宮城県岩沼市)	MS事業	工場設備	29,634	695	30,330	123
EMSテクニカル センター (宮城県岩沼市)	MS事業	工場設備	17,676	—	17,676	—
本社 (東京都新宿区)	—	本社機能	14,924	2,765	17,690	38

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の設備はありません。

3 事業所は賃借であります。帳簿価額のうち「建物」には建物附属設備が含まれております。

4 上記の他、主要なリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都新宿区)	ソフトウェア	一式	H16. 9 ~ H22. 3	36,689	64,678

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	82,400
計	82,400

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,606	21,608	ジャスダック証券取引所	—
計	21,606	21,608	—	—

(注) 1 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 「提出日現在発行数」欄には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成17年3月14日臨時株主総会決議（平成17年3月14日臨時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成20年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年5月31日）
新株予約権の数（個）	352（注）1	350（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	352（注）2	350（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月15日から 平成27年3月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権発行時において当社または当社子会社および当社の関連会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社および当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>(ニ) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者ならびに権利行使した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

平成18年3月10日臨時株主総会決議（平成18年3月10日臨時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成20年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年5月31日）
新株予約権の数（個）	1,224（注）1	1,224（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,224（注）2	1,224（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月13日から 平成28年3月10日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>(ニ) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

平成19年6月27日定時株主総会決議（平成19年7月20日定時取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	120(注)1	120(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120	120
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3 行使価額は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場に際して行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となっております。
- なお、当社普通株式がジャスダック証券取引所への株式上場に際して行う株式公開時の新規募集株式の発行価格は、平成19年10月16日付で150,000円と決定いたしました。これに伴い、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり150,000円となっております。
- 4 組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとします。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する会社
 - ②吸収分割
吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとします。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとします。
- ①新株予約権の行使期間に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合
 - ②新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合
 - ③当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

平成19年6月27日定時株主総会決議（平成19年7月20日定時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成20年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年5月31日）
新株予約権の数（個）	101（注）1	101（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	101	101
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>（イ）新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>（ロ）新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>（ハ）当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3 行使価額は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場に際して行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となっております。
- なお、当社普通株式がジャスダック証券取引所への株式上場に際して行う株式公開時の新規募集株式の発行価格は、平成19年10月16日付で150,000円と決定いたしました。これに伴い、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり150,000円となっております。
- 4 組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとします。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する会社
 - ②吸収分割
吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとします。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとします。
- ①新株予約権の行使期間に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合
 - ②新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合
 - ③当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成15年12月11日 (注) 1	140 (口)	200 (口)	7,000	10,000	—	2,900
平成15年12月18日 (注) 2	△200 (口) 200	— (口) 200	—	10,000	—	2,900
平成16年7月26日 (注) 3	14,000	14,200	350,000	360,000	350,000	352,900
平成16年10月1日 (注) 4	2,112	16,312	—	360,000	—	352,900
平成16年12月27日 (注) 5	668	16,980	16,700	376,700	16,700	369,600
平成17年1月24日 (注) 6	340	17,320	8,500	385,200	8,500	378,100
平成17年3月31日 (注) 7	300	17,620	7,500	392,700	7,500	385,600
平成18年3月30日 (注) 8	1,270	18,890	38,100	430,800	38,100	423,700
平成18年6月28日 (注) 9	—	18,890	—	430,800	△277,480	146,219
平成18年12月6日 (注) 10	1,716	20,606	—	430,800	—	146,219
平成19年10月24日 (注) 11	1,000	21,606	69,750	500,550	69,750	215,969

(注) 1 株主割当増資

発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円

2 組織変更により、出資口数200口に対して株式200株を割当交付

3 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合

JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership (Cayman) L.P.

4 合併 (日本マニュファクチャリングサービス株式会社 (実質上の存続会社) との合併)

合併比率 26.4 : 1 日本マニュファクチャリングサービス株式会社 (実質上の存続会社) 株式1株につき、当社 (形式上の存続会社) A種株式26.4株の割合をもって割当交付する。

5 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 長谷川京司、中村亨

6 有償第三者割当

A種株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 福本英久、山田文彌、板谷政幸

7 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 日本マニュファクチャリングサービス社員持株会

8 有償第三者割当

普通株式 発行価格60,000円 資本組入額 30,000円

割当先 福本英久、山田文彌他

9 欠損てん補のための資本準備金の取り崩し

10 A種株式の転換 (1 : 1.7)

11 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 150,000円
 引受価額 139,500円
 資本組入額 69,750円
 払込金総額 139,500千円

12 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50,000円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	11	10	21	7	1	1,032	1,082	—
所有株式数(株)	—	1,558	370	816	415	50	18,397	21,606	—
所有株式数の割合(%)	—	7.21	1.71	3.78	1.92	0.23	85.15	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2 (株式会社ジャフコ内)	7,738	35.81
小野 文明	神奈川県横浜市都筑区	3,640	16.84
日本マニュファクチャリングサービス社員持株会	東京都新宿区西新宿3-20-2	753	3.48
長谷川 京司	東京都文京区	528	2.44
アサヒプリテック株式会社	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21	500	2.31
福本 英久	東京都北区	440	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	336	1.55
JAFCO Buyout No. 2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P. (常任代理人 野村信託銀行株式会社)	M&C Corporate Services Limited, PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (東京都千代田区大手町2-2-2)	322	1.49
山田 文彌	愛知県一宮市	270	1.24
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	228	1.05
計	—	14,755	68.29

(注) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、全て信託業務に係るものであります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 21,606	21,606	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	21,606	—	—
総株主の議決権	—	21,606	—

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。具体的な内容は以下のとおりであります。

①第1回

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づいて、平成17年3月14日開催の臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する管理職に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年3月14日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年3月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②第2回

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づいて、平成18年3月10日開催の臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年3月10日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月10日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③第3回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

④第4回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する執行役員及び、平成18年3月16日（第2回新株予約権の付与対象者確定の翌日）より平成19年3月31日までの間に採用または登用され、平成19年7月20日現在、在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	従業員63名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な使命であると認識しつつ、一方で企業成長を実現するための事業戦略の展開に備え、資金を内部留保することも重要であると考えており、株主還元と内部留保のバランスに留意しながら配当を実施することを配当政策の基本方針に据えております。内部留保金につきましては、財務体質の改善に充てるとともに事業成長のための資金に活用していく予定であります。また、剰余金の配当の回数については、中間配当、期末配当の年2回とすることも基本方針としております。

上記配当基本方針に則り、当期の配当につきましては、安定的な経営基盤の確立のため内部留保の充実を図ることを優先させますが、今後、継続的かつ安定的な配当を早期に実施できるよう配当原資の確保に向け、財務体質の改善、収益力の強化を急いでまいります。

次期配当につきましては、配当性向10%を公約し、その実現に向けて努力するとともに、自社株買い等の株主還元も併せて検討し、総還元性向20%を目標としてまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会となっております。

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	—	—	—	—	184,000
最低(円)	—	—	—	—	61,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成19年10月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	184,000	163,000	142,000	102,000	74,000	87,000
最低(円)	139,000	115,000	92,600	63,000	61,000	65,200

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成19年10月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 役社長	—	小野 文明	昭和34年2月1日生	昭和57年4月 昭和62年9月 平成5年8月 平成6年12月 平成8年5月 平成9年7月 平成11年10月 平成14年4月 平成16年8月 平成16年10月	ロンシャン株式会社入社 株式会社インタラック入社 株式会社アルク入社 株式会社タイアップ入社 テクノプレーン株式会社入社 同社取締役 テスコ・テクノプレーン株式会社 取締役 日本マニュファクチャリングサー ビス株式会社(旧NMS)代表取 締役 NMSホールディング株式会社代 表取締役 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	3,640
常務取締 役	執行役員イン ラインソリュ ーション事業 本部長	福本 英久	昭和41年1月10日生	昭和59年4月 平成3年9月 平成7年4月 平成9年3月 平成11年10月 平成12年8月 平成13年4月 平成14年11月 平成16年10月 平成18年6月	セーラー電子株式会社入社 トーキン商事株式会社入社 株式会社タイアップ入社 テクノプレーン株式会社入社 テスコ・テクノプレーン株式会 社入社 同社生産管理部長 日本マニュファクチャリングサー ビス株式会社(旧NMS)事業本 部事業副本部長兼生産管理部長 同社執行役員事業本部長 当社取締役 当社常務取締役執行役員インライ ンソリューション事業本部長(現 任)	(注) 2	440
取締役	執行役員コー ポレート本部 長	末廣 紀彦	昭和35年10月4日生	昭和59年4月 平成5年10月 平成13年2月 平成15年6月 平成15年8月 平成17年10月 平成18年6月 平成19年3月	セイコー電子工業株式会社(現セ イコーインスツル株式会社)入 社 株式会社協和コンサルタンツ入社 同社執行役員経営企画室長 株式会社ファインディバイス入社 同社取締役管理本部長 当社入社 当社執行役員経理財務本部長 当社取締役執行役員財務企画本 部長 当社取締役執行役員コーポレート 本部長(現任)	(注) 2	100
監査役 (常勤)	—	土橋 紀隆	昭和15年11月18日生	昭和34年9月 平成12年11月 平成14年2月 平成16年10月 平成17年6月	ソニー株式会社入社 ソニーヒューマンキャピタル株式 会社入社 日本マニュファクチャリングサー ビス(旧NMS)株式会社顧問 当社顧問 当社監査役(現任)	(注) 3	50

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	古中 正昭	昭和18年11月20日生	昭和42年4月	松下電器産業株式会社 人事本部採用部入社	(注) 3 (注) 4	20
				昭和56年4月	同社本社採用部採用課長		
				昭和62年4月	松下電池工業株式会社 人事課長		
				平成2年4月	松下電器産業株式会社 アジア中近東本部人事部長		
				平成10年4月	国際人事センター所長 同社東京支社（現東京本社） 総務部長		
				平成12年6月	松下エクセルスタッフ株式会社 代表取締役社長		
				平成16年12月 平成20年6月	当社顧問 当社監査役（現任）		
監査役	—	大原 達朗	昭和48年12月11日生	平成10年10月	青山監査法人プライスウォーター ハウス入所	(注) 5	—
				平成16年1月	大原公認会計士事務所（現アルテ 公認会計士共同事務所）開設		
				平成16年6月	株式会社さくらや 監査役		
				平成19年4月	ビジネス・ブレイクスルー大学院 大学講師（現任）		
				平成20年4月 平成20年6月	法政大学大学院イノベーション・ マネジメント研究科兼任講師（現 任） 当社監査役（現任）		
計							4,250

- (注) 1 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各本部の業務執行を明確に区分し、経営効率向上を図るために執行役員制度を導入しております。
本書提出日現在における執行役員は以下の4名で構成されております（取締役兼任執行役員は除く）。
- | | |
|----------------------------|-------|
| 執行役員インラインソリューション事業本部副本部長 | 板谷 政幸 |
| 執行役員インラインソリューション事業本部副本部長 | 佐藤 和幸 |
| 執行役員マニファクチャリングソリューション事業本部長 | 萩原 明憲 |
| 執行役員グローバルソリューション事業本部長 | 利 紀元 |
- 2 平成19年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 3 平成17年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 4 任期満了前に退任した監査役の補欠として平成20年6月24日開催の定時株主総会において選任されております。
- 5 平成20年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 6 監査役土橋紀隆、監査役古中正昭及び監査役大原達朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

7 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
三田 有男	昭和17年3月26日生	昭和43年4月 平成元年10月 平成5年8月 平成8年3月 平成15年10月 平成19年5月	ソニー株式会社入社 ソニー白石セミコンダクタ株式会社(出向) 製造・技術部長 ソニー株式会社 半導体事業本部 化合物半導体事業部 製造・技術担当責任部長 株式会社ワコム電創 取締役 威凱科技股份有限公司 技術顧問 当社顧問(現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了のときまでであります。

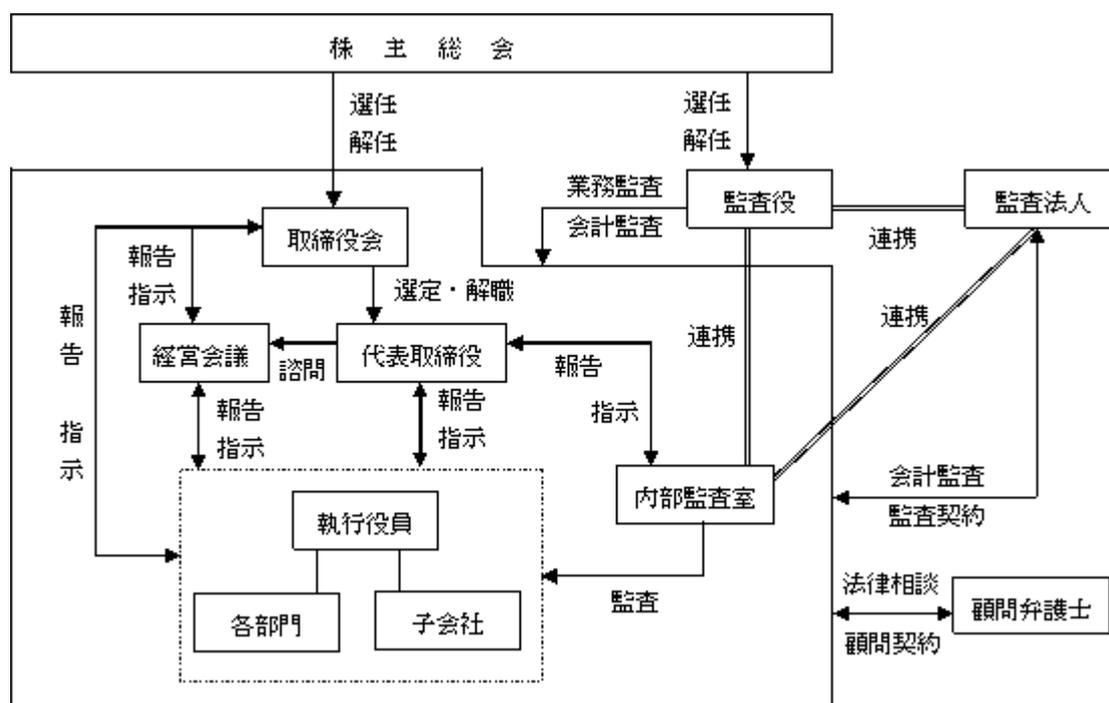
6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの重要性が高まっている中、当社は、株主および利害関係者の方々に対し、経営の効率化と透明性を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

経営効率性の観点では、迅速かつ正確な経営情報の把握と、公正かつ機動的な意思決定を実行する事によって企業価値の最大化に取組み、経営透明性の観点についてはタイムリーディスクロージャーにより重要情報開示を実行し、積極的なIR情報の開示とニュースリリースの展開を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、以下のとおりであります。



(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 会社の機関の内容

1) 会社の機関

当社は、監査役設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を以下のように構築しております。

取締役会は、取締役3名にて構成され、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、会社法等の法令、または当社定款にて取締役会で決議することが定められている議案、及び会社経営上重要な議案につき意思決定を行っております。また、取締役会の経営監督機能をより高めるため、経営と業務執行の機能区分を明確にし、執行役員制度を導入しております。これにより、取締役会は、業務執行に関して代表取締役、取締役、執行役員等の業務執行者に対して職務権限規程にて定められた各々の権限範囲内で委任し、経営監督機能が発揮される体制をとっております。

業務執行の体制は、取締役会より業務執行を委任された代表取締役、代表取締役の諮問機関である経営会議、経営会議の構成員である取締役、執行役員を中心にして構築されております。特に経営会議は、毎月1回開催され、各業務の最終責任者の会議機関として各業務及び全社業務の執行に関して必要な審議を行うとともに、取締役会の決議事項に関する基本方針ならびに経営管理の執行方針の事前審議を行っております。

また監査役は、常勤監査役1名と社外監査役1名で構成され、定期的に内部監査室、監査法人との連携をとることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制と業務執行状況を適宜把握するために代表取締役社長の直属として内部監査室を設置し、豊富な内部監査経験を有する担当者を選任し、必要な監査を定期的実施しております。内部監査は、期初に立案した往査計画に則り、各拠点に対して年間最低1回以上訪れ、業務執行状況を詳細に監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告し、改善指示を仰いでおります。また、内部監査にて改善を求められた内容に関しては、四半期毎にフォローアップ監査を実行しております。

なお、監査役は内部監査室と連携し、詳細に内部監査状況を監視する体制をとっております。

重要な法的判断、コンプライアンスに関する事項については、法律顧問契約を交わす弁護士に相談し必要な検討を実施しております。また、業務遂行上の必要に応じて、各専門家より適宜アドバイスを受ける体制をとっております。

また、当社は平成20年4月18日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、この方針に基づいて以下のとおり内部統制システムを整備いたしました。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グローバル社会の一員としてコンプライアンスを全ての企業活動の基本に置くという「経営理念」に基づき、取締役、社員の行動指針として「企業倫理規範」を制定している。さらに経営理念、企業倫理規範に関して社内会議、社員教育、他、様々な場面で社員に対する浸透化活動を適宜実施していくこととする。

当社は、当該理念の下、法令・定款への適合する活動を維持・改善する体制として社長直轄の内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス状況を逐次監査する仕組みを構築している。加えて公益通報者保護法に準拠した「内部通報規程」を定め、取締役、社員の不正を事前に発見するための「ヘルプライン」（内部通報ライン）を敷いている。今後、現行構築済みの各種仕組みを一層機能強化することで取締役、社員の職務執行におけるコンプライアンス体制を維持、改善していくこととする。

また、当社は社会貢献を果たす上で反社会勢力とは一切の関わりを持たないことを明確に表明し、それらの勢力からの不当要求に対しては断固として毅然たる態度で臨んでいくこととする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内諸規程に準拠して適正に保管、管理していくこととする。

当社は、電磁的な文書管理を前提とし、紙媒体での文書の保管、管理に関する「文書管理規程」と電磁的情報の取り扱い方法を定めた「情報管理マニュアル」を統合し、「情報資産管理規程」として総合的な文書管理体制に改めている。加えて、電磁的な情報環境における情報管理のあるべき姿を「情報セキュリティポリシー」の中で明確に定め、役員、社員に対して情報管理の行動指針として提示している。当該規程の下、適正な情報の保存、管理の体制を一層強化していくこととする。

また、個人情報の管理については、個人情報保護法に準拠した「個人情報保護規程」を制定し、個人情報の適正管理を進めている。当社は、当該情報管理に関しても適宜社員教育等を実施し、その体制の維持、改善に努めていくこととする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社におけるリスクが保有経営資源の滅失であると捉え、人、モノ、金、情報に対する損失を最小限に留める体制を敷いていく。

特に各種情報に関わるレピュテーションリスクは、他の経営資源の損失に対しても多大な影響を及ぼすものであることから、一層厳格な管理を実施していく必要があると認識している。こうした方針に基づき、情報に関するリスク管理は、「情報セキュリティポリシー」に則り、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策に対策を区分した上で万全を期していく。

また、人的リスク、物的リスク、経済的リスクにかかる対策としては、法務部門を強化して各種契約を適正に締結する体制を敷くとともに、各種業務におけるリスクを軽減すべく業務の標準化を担保するために基本規程（「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等）を随時見直し、適宜整備していく。加えて、当該規程に準拠した業務が適正に遂行されているかについて、内部監査室の業務監査を通じてモニタリングすることでリスク発生の未然防止の体制を構築していく。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催することで法令にて要請される事項、会社が意思決定すべき重要事項を遺漏なく決議する体制を敷いている。定時取締役会は、年度毎に1年間の開催スケジュールを「マネジメントカレンダー」の中で事前に定め、全取締役及び全監査役が全ての取締役会に出席できるように配慮している。

また、当社は、取締役の職務執行をより効率化するために代表取締役の下に配置された執行役員を構成員とする経営会議を毎月2回開催している。経営会議では、取締役会の決議事項に関する基本方針ならびに経営管理の執行方針の事前審議を行うとともに会社意思決定の補助機関として取締役会、代表取締役の諮問にこたえる会議体と位置づけている。

当社は、上述のコーポレート・ガバナンス体制の機能状況を常に点検し、適宜改善を加えながら取締役の職務執行の効率性をより高めていくこととする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を制定し、当該規程の中で管理責任者として所轄部門長を定めている。所轄部門長は、子会社、関係会社を適正に管理するために当社グループの各組織の経営方針、戦略等を徹底するとともに子会社、関係会社の経営を指揮してグループとして最大成果を導くミッションを負わせている。

また、当該規程の中で子会社及び当社が必要と認める関係会社を対象として原則毎年1回以上、定期、臨時に内部監査室が業務監査を行うことを定めている。加えて子会社、関係会社に対して経理、財務、経営企画、人事、情報システムといった業務毎に当社の各主管部門が業務の適正性を日常業務の中でチェックする体制を敷いている。

当社は、上述のような子会社、関係会社に対する管理体制を維持、改善することで子会社における業務の適正を確保していくこととする。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査の実効性を高め、且つ監査役を補助する社員を置くことを求めた場合には、社員を配置することとしている。また、配置にあたっては、会社は監査役の意向を尊重して決定することとしている（但し、平成20年4月18日現在は、監査役からの補助者配置の要請は生じていない）。

補助者として配置される社員は、当社における他の職務を兼務しないこととしており、職務遂行にあたっては監査役の指揮命令の下で行う。また、当該社員の評価については、監査役が行うこととし、取締役からの独立性を確保していくこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議へ出席するとともに、取締役、社員にその説明を求めている。また、期初に定めた年間監査スケジュールに則り、各部門を巡回し、業務監査を実施している。業務監査においては、部門会議の議事録、業務執行にかかる必要な書類等を閲覧し、社員からその経緯等について報告を受けている。

当社は、今後も上述のような監査役への報告体制を維持、改善していくこととする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するため、監査法人、内部監査室と連携を密に取り、相互の監査品質向上に繋がる有効な情報交換を適宜実施している。特に四半期決算、年度決算においては、監査法人、内部監査室との意見交換会を開催し、会社の業務執行状況、計算書類等に対して相互意見交換を経てより適切に状況把握している。

加えて、監査役は、代表取締役との意見交換会を毎月1回開催しており、こうした監査活動を通じて監査の実効性を高めていくこととする。

3) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査室は、平成20年3月31日現在、室長1名を含む3名体制を敷いております。監査手続きとしては、定期的に現地に赴き各種業務に関する内部監査を行っております。また、内部監査報告書作成にあたっては、監査役との意見交換を実施し、問題認識の統一性を図りながら相互の監査効率を高める体制を敷いております。

監査役は、平成20年3月31日現在、2名体制を敷いております。2名の構成は、常勤監査役、社外監査役それぞれ1名ですが、定期的に監査状況の意見交換を行う等、協力体制が構築されております。監査役監査は、定期的に部支店を訪問する等、実際に現地に赴いての監査を主体とし、取締役会、経営会議、全社会議、支店会議を始めとして各種重要会議への出席も積極的にを行い、多面的な情報収集に努めております。

また、当社は、金融商品取引法の規定に基づき、財務諸表についてあずさ監査法人による監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、浜村和則氏、原田大輔氏の2名、また監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他8名であります。当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。当社があずさ監査法人と締結した監査契約において平成20年3月期にかかる公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は16,000千円であり、その他の業務に基づく報酬は5,556千円であります。なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

当社は、内部監査室、監査役、監査法人の3者の連携を深め、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。さらに内部監査室、監査役、監査法人の3者での情報交換会を四半期決算毎に定期開催し、内部監査、監査役監査、会計監査のそれぞれの監査効率向上を図っております。

4) リスク管理体制等について

当社は、自社を取り巻く事業等のリスクは多岐にわたっている経営環境を鑑み、リスク管理体制の一層の強化が経営上重要であると認識しております。こうした状況下、当社は企業倫理規範を定め、社員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。その上で適時開示体制、内部通報制度、クレーム対応マニュアル等、リスクを初期段階で発見、把握する仕組みを構築し、早期対策を打てるリスク管理体制をとっております。

5) 役員報酬の内容(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	3名	84,560千円	
監 査 役	2	6,000	うち社外監査役1名2,400千円
合 計	5	90,560	

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

6) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

7) 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

8) 責任限定契約の内容

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

9) 取締役の定数

当社の取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

10) 取締役の選任決議要件

当社は、株主総会での取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

11) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

12) 自己株式取得の決定機関

当社は、機能的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、自己株式を取締役会の決議で市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。

13) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

14) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近一年間の実施状況

当事業年度におきましては、取締役会を23回開催し、経営の基本方針、その他の重要事項の進捗報告を受け、審議し決議いたしました。また、取締役会の下部に経営会議を設置し、取締役会に付議する事項及び執行役員他、各部門責任者が行う決定のうち重要事項については、原則、経営会議で協議し、各執行役員他、各部門責任者の担当業務を踏まえた議論を積極的に推進し、重要事項決定に至る意思決定プロセスの透明性確保に努めました。更に、平成17年4月1日施行された個人情報保護法に対応するため、プロジェクトチームを設置し社内勉強会を行うとともに、知識を深め、社員に対して徹底を図るよういたしました。

15) 社外監査役との人的関係、資金的関係、または取引関係その他の利害関係の概要

該当事項はありません。

なお、当社は平成20年6月24日開催の定時株主総会をもって、会社法第2条6号イに該当する大会社となったことにより、同法第328条第1項の規定に基づき、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社となりました。

このため、同株主総会において新たな監査役の選任が行われ、監査役会は社外監査役3名（内常勤監査役1名）で構成されております。

また、同株主総会においてあずさ監査法人が会計監査人に選任されております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成19年9月20日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社（北京日華材創国際技術服务有限公司）について下記基準等により総合的に判断した結果、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 資産基準 | 0.5% |
| ② 売上高基準 | 0.3% |
| ③ 利益基準 | 1.5% |
| ④ 利益剰余金基準 | △0.7% |

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		1,322,641		1,350,932		
2. 売掛金		2,179,564		2,357,073		
3. 仕掛品		6,379		4,188		
4. 貯蔵品		6,180		2,666		
5. 前払費用		65,583		69,157		
6. 繰延税金資産		80,018		110,302		
7. その他		15,697		25,859		
貸倒引当金		△2,183		△2,362		
流動資産合計		3,673,882	93.3	3,917,818	92.9	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		37,340		88,855		
減価償却累計額		11,469	25,870	20,768	68,087	
(2) 機械装置		1,202		1,642		
減価償却累計額		378	823	583	1,058	
(3) 車輛運搬具		200		200		
減価償却累計額		146	53	169	30	
(4) 工具器具備品		33,898		37,777		
減価償却累計額		16,255	17,642	23,935	13,841	
有形固定資産合計			44,390		83,018	2.0
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			20,019		17,632	
(2) 電話加入権			4,299		4,299	
無形固定資産合計			24,318	0.6	21,932	0.5
3. 投資その他の資産						
(1) 関係会社出資金			23,365		23,365	
(2) 長期前払費用			11,249		8,350	
(3) 繰延税金資産			8,768		7,340	
(4) 敷金及び保証金			151,894		156,715	
投資その他の資産合計			195,278	5.0	195,771	4.6
固定資産合計			263,987	6.7	300,721	7.1
資産合計			3,937,870	100.0	4,218,540	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債	※1				
1. 短期借入金		1,100,000		1,000,000	
2. 未払金		923,644		1,011,006	
3. 未払費用		310,753		223,156	
4. 未払法人税等		185,651		171,809	
5. 未払消費税等		226,483		194,159	
6. 預り金		245,678		161,871	
7. 賞与引当金		134,204		202,947	
8. その他		114		734	
流動負債合計		3,126,530	79.4	2,965,683	70.3
負債合計	3,126,530	79.4	2,965,683	70.3	
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		430,800	10.9	500,550	11.9
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金	146,219		215,969		
資本剰余金合計		146,219	3.7	215,969	5.1
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	234,321		536,336		
利益剰余金合計		234,321	6.0	536,336	12.7
株主資本合計		811,340	20.6	1,252,856	29.7
純資産合計		811,340	20.6	1,252,856	29.7
負債・純資産合計		3,937,870	100.0	4,218,540	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)		
I 売上高			15,322,954	100.0	16,963,390	100.0	
II 売上原価			12,811,121	83.6	14,101,844	83.1	
売上総利益			2,511,833	16.4	2,861,546	16.9	
III 販売費及び一般管理費							
1. 役員報酬		79,308			90,560		
2. 給与及び賞与		863,500			997,833		
3. 賞与引当金繰入額		50,169			72,335		
4. 法定福利費		118,270			139,366		
5. 貸倒引当金繰入額		400			178		
6. 募集費		144,254			128,121		
7. 地代家賃		140,512			148,411		
8. 賃借料		88,748			93,982		
9. 租税公課		31,314			29,664		
10. 減価償却費		9,955			14,850		
11. 旅費交通費		169,443			158,243		
12. 通信費		47,978			49,833		
13. 支払手数料		30,484			16,403		
14. 業務委託手数料		138,157			172,325		
15. その他		175,570	2,088,067	13.6	172,809	2,284,921	13.5
営業利益			423,765	2.8	576,625	3.4	
IV 営業外収益							
1. 受取利息		564			1,615		
2. 受取配当金		300			300		
3. 業務受託収入		18,732			3,048		
4. その他		753	20,350	0.1	2,157	7,121	0.0
V 営業外費用							
1. 支払利息		11,334			13,694		
2. 社債利息		655			—		
3. 上場関連費用		—			13,832		
4. 株式交付費		—			6,517		
5. その他		4,715	16,705	0.1	6,946	40,990	0.2
経常利益			427,410	2.8	542,755	3.2	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別損失							
1. 商標権償却		3,358	3,358	0.0	—	—	—
税引前当期純利益			424,052	2.8		542,755	3.2
法人税、住民税及び事業税		218,483			269,596		
法人税等調整額		△28,752	189,730	1.3	△28,856	240,740	1.4
当期純利益			234,321	1.5		302,015	1.8

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	11,897,604	92.9	13,155,955	93.3
II 経費		912,212	7.1	943,698	6.7
小計		12,809,816	100.0	14,099,653	100.0
期首仕掛品たな卸高		7,684		6,379	
期末仕掛品たな卸高		6,379		4,188	
売上原価		12,811,121		14,101,844	

(脚注)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
※1 労務費の主な内訳		※1 労務費の主な内訳	
給与及び賞与	10,569,938千円	給与及び賞与	11,684,628千円
法定福利費	1,294,115千円	法定福利費	1,428,301千円
2 原価計算の方法		2 原価計算の方法	
実際原価に基づく事業所別単純総合原価計算		同左	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (千円)	430,800	423,700	423,700	7,865	4,000	△289,345	△277,480	577,019	577,019
事業年度中の変動額									
損失処理による資本準備 金の取崩額		△277,480	△277,480			277,480	277,480	-	-
損失処理による利益準備 金の取崩額				△7,865		7,865	-	-	-
損失処理による別途積 立金の取崩額					△4,000	4,000	-	-	-
当期純利益						234,321	234,321	234,321	234,321
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	△277,480	△277,480	△7,865	△4,000	523,667	511,802	234,321	234,321
平成19年3月31日残高 (千円)	430,800	146,219	146,219	-	-	234,321	234,321	811,340	811,340

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高 (千円)	430,800	146,219	146,219	-	-	234,321	234,321	811,340	811,340
事業年度中の変動額									
新株の発行	69,750	69,750	69,750					139,500	139,500
当期純利益						302,015	302,015	302,015	302,015
事業年度中の変動額合計 (千円)	69,750	69,750	69,750	-	-	302,015	302,015	441,515	441,515
平成20年3月31日残高 (千円)	500,550	215,969	215,969	-	-	536,336	536,336	1,252,856	1,252,856

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		424,052	542,755
減価償却費		12,267	21,962
長期前払費用償却額		10,589	10,502
貸倒引当金の増加(△減少)額		400	178
賞与引当金の増加(△減少)額		47,542	68,742
受取利息及び受取配当金		△864	△1,915
支払利息及び社債利息		11,989	13,694
上場関連費用		—	13,832
株式交付費		—	6,517
売上債権の減少(△増加)額		△401,009	△177,508
たな卸資産の減少(△増加)額		△1,294	5,705
前払費用の減少(△増加)額		△9,180	△2,677
未払金の増加(△減少)額		50,914	87,361
未払費用の増加(△減少)額		145,195	△87,546
未払消費税等の増加(△減少)額		79,998	△32,324
預り金の増加(△減少)額		95,349	△83,807
その他		△6,756	△11,230
小計		459,192	374,243
利息及び配当金の受取額		864	1,915
利息の支払額		△11,919	△14,640
法人税等の支払額		△136,198	△280,830
営業活動によるキャッシュ・フロー		311,938	80,687
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△30,590	△55,835
無形固定資産の取得による支出		△20,815	△2,367
その他		△33,839	△13,343
投資活動によるキャッシュ・フロー		△85,245	△71,546

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額		△150,000	△100,000
長期借入金の返済による支出		△70,000	—
社債の償還による支出		△140,000	—
株式の発行による収入		—	132,982
株式上場に伴う支出		—	△13,832
財務活動によるキャッシュ・フロー		△360,000	19,150
Ⅳ 現金及び現金同等物の増加 (△減少) 額		△133,306	28,290
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		1,455,948	1,322,641
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	※1	1,322,641	1,350,932

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛品 総平均法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 仕掛品 同左 (2) 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ————— ————— (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による損益の影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益の影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 繰延資産の処理方法	—————	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として計上しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. ヘッジ会計の方法	—————	<p>(1) ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務</p> <p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引は、為替、金利等の将来における相場変動によるリスクを回避することを目的とし、原則として実需予測の範囲内で行うこととし、投機的目的のためのデリバティブ取引は行わない方針としております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。</p>
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は811,340千円であります。</p>	—————

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)												
<p>※1 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うためにシンジケート方式によるコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,100,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">400,000千円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	1,100,000千円	差引額	400,000千円	<p>※1 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うために取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">1,600,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">600,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	1,600,000千円	借入実行残高	1,000,000千円	差引額	600,000千円
コミットメントラインの総額	1,500,000千円												
借入実行残高	1,100,000千円												
差引額	400,000千円												
当座貸越極度額の総額	1,600,000千円												
借入実行残高	1,000,000千円												
差引額	600,000千円												

(損益計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	16,438	4,168	—	20,606
A種株式	2,452	—	2,452	—
合計	18,890	4,168	2,452	20,606

(注) 当社は平成18年12月6日をもって、発行済みのA種株式の全部を普通株式に転換しております。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	20,606	1,000	—	21,606

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,000株は、公募による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)
現金及び預金勘定 1,322,641千円	現金及び預金勘定 1,350,932千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —
現金及び現金同等物 1,322,641千円	現金及び現金同等物 1,350,932千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	2,933	1,018	1,914	建物	2,933	1,507	1,425
機械装置	3,580	3,281	298	機械装置	7,000	1,749	5,250
工具器具備品	10,405	6,024	4,381	工具器具備品	10,405	9,006	1,399
ソフトウェア	202,811	96,063	106,747	ソフトウェア	188,811	119,825	68,985
合計	219,729	106,388	113,341	合計	209,149	132,089	77,060
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			41,564千円	1年以内			41,898千円
1年超			73,378千円	1年超			36,780千円
合計			114,943千円	合計			78,678千円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			47,372千円	支払リース料			44,759千円
減価償却費相当額			45,706千円	減価償却費相当額			43,281千円
支払利息相当額			1,985千円	支払利息相当額			1,495千円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
2 オペレーティング・リース取引 (借主側)				2 オペレーティング・リース取引 (借主側)			
未経過リース料				未経過リース料			
1年以内			8,080千円	1年以内			8,433千円
1年超			6,437千円	1年超			10,890千円
合計			14,518千円	合計			19,324千円

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>① ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債務について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建金銭債務</p> <p>③ ヘッジ方針 デリバティブ取引は、為替、金利等の将来における相場変動によるリスクを回避することを目的とし、原則として実需予測の範囲内で行うこととし、投機的目的のためのデリバティブ取引は行わない方針としております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

2. 取引の時価等に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名
株式の種類別ストック・オプション数(注)1	普通株式 400株	普通株式 1,500株
付与日	平成17年3月15日	平成18年3月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年3月15日から 平成27年3月14日まで	平成21年3月13日から 平成28年3月10日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
- ④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成19年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	389	1,500
付与	—	—
失効	2	153
権利確定	387	—
未確定残	—	1,347
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	387	—
権利行使	—	—
失効	25	—
未行使残	362	—

②単価情報

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	60,000
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名	取締役3名	従業員63名
株式の種類別ストック・オプション数（注）1	普通株式 400株	普通株式 1,500株	普通株式 120株	普通株式 103株
付与日	平成17年3月15日	平成18年3月30日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年3月15日から平成27年3月14日まで	平成21年3月13日から平成28年3月10日まで	平成21年7月21日から平成29年6月27日まで	平成21年7月21日から平成29年6月27日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
- ④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
3. ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成20年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	—	1,347	—	—
付与	—	—	120	103
失効	—	123	—	2
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	1,224	120	101
権利確定後（株）				
前事業年度末	362	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	10	—	—	—
未行使残	352	—	—	—

② 単価情報

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利行使価格（円）	50,000	60,000	150,000（注）	150,000（注）
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
公正な評価単価（付与日）（円）	—	—	—	—

（注）本新株予約権付与日現在において、当社は非上場であり、権利行使価格は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。なお、平成19年10月16日に発行価格が150,000円に決定されたことに伴い、権利行使価格も150,000円となりました。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
1	繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産 (千円)		繰延税金資産 (千円)
	未払事業税 16,910		未払事業税 14,930
	賞与引当金 54,608		賞与引当金 82,579
	未払社会保険料 7,041		未払社会保険料 10,774
	減価償却費 4,960		減価償却費 4,073
	出資金評価損 3,784		出資金評価損 3,784
	その他 5,266		その他 5,285
	繰延税金資産小計 92,571		繰延税金資産小計 121,427
	評価性引当額 △3,784		評価性引当額 △3,784
	繰延税金資産合計 88,787		繰延税金資産合計 117,643
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
	(単位：%)		(単位：%)
	法定実効税率 40.69		法定実効税率 40.69
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.61		交際費等永久に損金に算入されない項目 2.36
	住民税均等割等 1.99		住民税均等割等 1.85
	その他 △0.55		その他 △0.54
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.74		税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.36

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	39,374円00銭	57,986円49銭
1株当たり当期純利益金額	11,371円51銭	14,352円31銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	13,927円40銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	234,321	302,015
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	234,321	302,015
期中平均株式数(株)	20,606	21,043
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千円)	—	642
(うち新株予約権)	—	(642)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権(新株予約権の数 1,709個)	新株予約権(新株予約権の数 221個)

1. 平成18年12月6日をもって、A種株式2,452株を普通株式4,168株に転換しております。このため前事業年度の期中平均株式数は、当該転換が期首に行われたものとして算出しております。

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>1 第3回新株予約権について</p> <p>平成19年6月27日開催の定時株主総会において、当社の取締役に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次のとおり新株予約権を付与しております。</p> <p>(1)新株予約権の発行日 平成19年7月31日</p> <p>(2)付与対象者の区分 平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する取締役</p> <p>(3)新株予約権の数 120個</p> <p>(4)新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>(5)新株予約権の目的となる株式の数 120株</p> <p>(6)新株予約権の行使価額 行使価額は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行価格とする。</p> <p>(7)新株予約権の行使期間 平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで</p> <p>(8)新株予約権の行使条件</p> <p>①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p> <p>2 第4回新株予約権について</p> <p>平成19年6月27日開催の定時株主総会において、当社の従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次のとおり新株予約権を付与しております。</p> <p>(1)新株予約権の発行日 平成19年7月31日</p> <p>(2)付与対象者の区分 平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する執行役員及び、平成18年3月16日(第2回新株予約権の付与対象者確定の翌日)より平成19年3月31日までの間に採用または登用され、平成19年7月20日現在、在籍する従業員</p> <p>(3)新株予約権の数 103個</p> <p>(4)新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>(5)新株予約権の目的となる株式の数 103株</p> <p>(6)新株予約権の行使価額 行使価額は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行価格とする。</p> <p>(7)新株予約権の行使期間 平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで</p> <p>(8)新株予約権の行使条件</p> <p>①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>	

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	37,340	51,515	—	88,855	20,768	9,299	68,087
機械装置	1,202	440	—	1,642	583	204	1,058
車輛運搬具	200	—	—	200	169	23	30
工具器具備品	33,898	3,879	—	37,777	23,935	7,680	13,841
有形固定資産計	72,640	55,835	—	128,475	45,457	17,208	83,018
無形固定資産							
ソフトウェア	22,625	2,367	—	24,992	7,359	4,753	17,632
電話加入権	4,299	—	—	4,299	—	—	4,299
無形固定資産計	26,924	2,367	—	29,291	7,359	4,753	21,932
長期前払費用	33,383	8,523	1,364	40,542	32,192	10,502	8,350
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 建物の当期増加額の主な内容は、次のとおりであります。

宮城テック改修工事	26,346千円
EMSテクニカルセンター	18,056千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,100,000	1,000,000	1.295	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
合計	1,100,000	1,000,000	—	—

(注) 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,183	2,362	—	2,183	2,362
賞与引当金	134,204	202,947	134,204	—	202,947

(注) 貸倒引当金の当期減少額のその他は洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	1,330
預金	
普通預金	1,349,602
計	1,349,602
合計	1,350,932

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
タイコエレクトロニクスレイケム株式会社	278,009
株式会社IHI	272,814
セイコーインスツル株式会社	124,212
ソニーイーエムシーエス株式会社	114,499
株式会社リコー	102,878
その他	1,464,660
計	2,357,073

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
2,179,564	17,811,560	17,634,051	2,357,073	88.2	47

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 仕掛品

品名	金額 (千円)
(岩手テック) ホームエンタテインメント機器 修理	2,481
(千葉テック) 携帯電話部品 検査	704
その他	1,002
計	4,188

d 貯蔵品

品名	金額 (千円)
家電、AV修理用部品材料費 (さいたまテック、中部テック)	2,501
切手、収入印紙他	164
計	2,666

② 負債の部

a 未払金

区分	金額 (千円)
給与	841,188
株式会社IHI	79,737
窪田電気工事株式会社	11,580
株式会社日産フィナンシャルサービス	5,757
東北電力株式会社	4,989
その他	67,751
計	1,011,006

b 未払費用

区分	金額 (千円)
社会保険料	149,450
労働保険料	43,684
その他	30,021
計	223,156

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から 3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券 10株券 100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告とし、次の当社ホームページアドレスに掲載します。 (http://www.n-ms.co.jp/) 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成19年9月20日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成19年10月5日、平成19年10月10日及び平成19年10月16日関東財務局長に提出。
平成19年9月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 半期報告書
（第23期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）平成19年12月21日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 9 月20日

日本マニュファクチャリングサービス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜村 和則 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 大輔 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

日本マニュファクチャリングサービス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原田 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。